

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業

一問一答集

令和5年度版

(令和5年6月20日現在)

注：一問一答集は随時更新

目 次

I 耕畜連携国産飼料利用拡大

1 国産飼料利用供給推進

【耕畜連携協議会】

- 問 1-1 耕畜連携協議会の構成員は、再生協議会等と農協等のみを想定しているのか。
- 問 1-2 総合農協が事務局となって運営されている地域農業再生協議会に、既に畜産農家が参加されている場合であっても、新たに耕畜連携協議会を設立しなければならないのか。
- 問 1-3 協議会の構成単位は、県域レベル（県一本）でも可能か。
- 問 1-4.1 「耕畜連携協議会」の「最大範囲」は府県レベルまでか。複数の都府県に跨る協議会は認められるか。
- 問 1-4.2 ①再生協議会は、耕種農家側の協議会をさしているのでしょうか。
②参加希望の酪農家は Y 酪農管内（行政区は Y 市、F 市）であるが、耕種農家は H 市、隣県等に複数点在している。酪農家はこれら耕種農家の複数の協議会とそれぞれ連携するのか。
- 問 1-5 耕畜連携協議会の事務局は、県などの行政も可能か。
- 問 1-6 協議会はどのようなものか。届出は必要か。
- 問 1-7 既存の粗飼料部会（農業再生協議会）があり、口座もある。畜産農家、耕種農家で協定を結んでいるが。
- 問 1-8 協議会が粗飼料を購入したり、堆肥散布をするのか。
- 問 1-9 協議会は県域で可能としているが、県の再生協議会が入るということか。

【助成対象】

- 問 1-10 本事業での「畜産農家」とは、牛に限定せず、豚、鶏、馬、羊も対象か。
- 問 1-11 交付対象の作物は 4 種のみか。
- 問 1-12 国産飼料利用供給推進の助成対象に、飼料用稲（稲発酵粗飼料（稲 WCS）、飼料用米）、稲わらは含まれるのか。
- 問 1-13 国産飼料利用供給推進の助成対象に、飼料用の麦類が含まれるが、子実のみの飼料利用でもよいのか。
- 問 1-14 飼料用稲（飼料用米、稲 WCS）、大豆はなぜ対象とならないのか。
- 問 1-15 耕種農家が飼料会社に販売したものは助成の対象にならないのか。
- 問 1-16 飼料作物についてどの時点をもって助成対象とするのか。
- 問 1-17 助成対象となる飼料と他の飼料を混合して供給する場合は助成対象とならないのか。
- 問 1-18 「麦わら」は対象飼料になりうるか。
- 問 1-19 耕種農家または畜産農家どちらかが 3 年以上の契約期間中に離農・廃業し

た場合、どの時点までの販売/取引分が補助金の対象となりうるのか。(数量は前年からの増分を達成している場合)

問 1-20 3年契約であるが、交付対象は初年度だけか。

問 1-21 畜産農家に補助金が交付されるが、耕種農家にはない。耕種農家に補助金を回すことはいけないのか。

問 1-22 畜産農家の輸入飼料から国産飼料に転換することが必要だが、耕種農家も飼料作物に転換する必要があるのか。

問 1-23 交付対象の「土地」について、

①畜産農家が自ら所有する土地で作付け収穫された数量は対象外となるか。

②耕種農家から畜産農家が(地目は関係なく)土地を賃貸借もしくは小作し、畜産農家自らが作付けから収穫までする場合(畜産農家がコントラクターに依頼した場合含む)は対象外となるか。

③耕種農家等が耕種農家等の土地で、コントラクター等に作業依頼し生産したものを、畜産農家等へ供給した場合は対象となるか。

【助成数量】

問 1-24 畜産農家の国産飼料の利用拡大数量はどのように算出するのか。

問 1-25 交付単価は重量ベースとなっていますが、現場で重量を確認することは困難であると想定されます。エコ畜事業のように、面積換算の目安(〇〇円/10a)を示すようなことはあるか。

問 1-26 バンカーサイロなどに保蔵しているサイレージを対象として、TMR センター内で使用するとき、その重量はどのように計測すればよいか。バンカーサイロ単位の推定値(普及所などの助言をいただく前提)でも良いか。

問 1-27 対象数量の計量について、トラックスケール以外の手段、例えば農家側の機械等でのスケールで計量した場合、どのような形で記録を残せば良いか。記帳だけでも有効か。

問 1-28 前年度の国産飼料の利用数量について、農家間での取引のケースの際など農協や販売業者経由していない場合、どのような記録であれば証憑と認められるか。

問 1-29 飼料は、ロットごとに分析、計量が必要か。

問 1-30 トウモロコシは、水分により重量が変わるが現物重量でいいのか。ほかの基準値を用いるのか。

【要件】

問 1-31 給与情報等の提供が要件となっていることから、情報提供の具体的な項目(必須/選択等)はどのようなものか。

問 1-32 畜産農家の飼料分析、給与情報の提供はどのような頻度で行う必要があるのか。

- 問 1-33 助成対象となった飼料作物は全て給与する必要はないのか。
- 問 1-34 有効利用されていないたい肥とはどのようなものを指すのか。
- 問 1-35 要件にある「飼料分析」は、どの分析機関のものでも良いか？分析費用の領収書/請求書/伝票等の証憑は必要か。
- 問 1-36 畜産農家と耕種農家の契約は 1 者対 1 者なのか。
- 問 1-37 耕種側として水田農家を対象として事業の利用を検討しているが、耕種側の要件として、水田からの転作が要件となるのか。

【補助金の交付】

- 問 1-38 エコ畜事業では、数量の上限があったが、この事業では上限はないか。
- 問 1-39 耕種部門（稲作、飼料生産）がある複合経営の畜産農家が、畜産部門（家畜飼育）が耕種部門（飼料生産）から粗飼料を購入する場合も補助金の交付を受けることは可能か。
- 問 1-40 飼料作物に対する補助金を受け取るのは、畜産農家と耕種農家のどちらでもよいか。
- 問 1-41 飼料生産組織の構成員に畜産農家が含まれる場合も本事業を活用することはできるのか。
- 問 1-42 R4 補正耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 1 の①、R4 補正飼料生産組織の規模拡大等支援 2 の①、R5 当初国産濃厚飼料生産・利用拡大対策及び R5 当初水田活用交付金の重複は可能か。

2 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

【飼料生産組織】

- 問 2-1 飼料生産組織として既存の「TMR センター」は該当するか。あるいは「該当する」TMR センターの条件はどのようなものか。
- 問 2-2 数量払いは畜産農家に交付される。耕種農家のメリットは。

【助成対象】

- 問 2-3 耕畜連携飼料生産組織取組拡大において飼料生産組織が導入する機械は、国産飼料利用供給推進に係る飼料作物の生産作業にしか使用できないのか。
- 問 2-4 耕畜連携飼料生産組織取組拡大において稲わらの収穫等に必要な機械が導入できるのはどのような場合か。
- 問 2-5 利用時間が少ないと経営にとって負担となることから、導入する機械の能力、作業面積、作業時期の作業可能日数、1 日当たりの実作業時間などから適正規模の農業用機械の導入するため、各県には「新潟県農業機械の適正導入に係る指針、兵庫県農業機械導入ガイドライン、北海道農業機械導入の計

画策定の手引き、福島県規模決定根拠」などがありますが、この事業では、各県と同様に指針などを作成する予定があるか。

問2-6 対象となる機械の範囲はどうなっているのか。他の事業同様、フォークリフトのような汎用性の高い機械は対象外となるのか。

問2-7 耕畜連携飼料生産組織取組拡大における「機械等の導入」は、アタッチメントのみも可能か。

問2-8 1法人の中に畜産部門と飼料生産部門があり、飼料生産部門が他の畜産農家の飼料生産も受託する場合、機械導入に取り組むことができるか。

問2-9 飼料生産組織に機械導入する場合、面積拡大要件はあるか。

問2-10 導入した機械について、3年間の利用・供給契約が満了した後の使用制限はあるか。

問2-11 機械の導入で、トラクターの購入・リースも可だが「飼料生産に関わる機会と一体的に導入するもの」とある。収穫機械、ラッピングマシーンでトラクターを2台導入も有りか。

問2-12 補正繰り越し対応の都合上、機械導入は令和5年度中に実施する必要があるとのことであるが、仮にとうもろこしの収穫機の納品が収穫時期に間に合わない場合、令和5年度の実績（収穫量）は0になる。

この場合、事業の計画上、令和6年度（契約2年目）以降に収穫する計画であれば機械導入の補助は受けられるのか。

また、ローダーは、バケットで堆肥のほ場内での移動等に使用したい意向がある。

上記について、例えば令和5年度の冬作でイタリアンを考えている場合だと、そもそも収穫は令和6年度になるので、令和5年度の実績（収穫量）は0となります。このことはどのように考えればよいのかを教えてください。

問2-13 耕畜連携飼料生産組織取組拡大の事業の機械の導入について、耕種農家、畜産農家どちらが機械導入を行っても問題ないのでしょうか。

また、導入者が法人であっても対象となりますか。

問2-14 導入する機械の上限はあるか。

3 その他

問3-1 畜産農家が購入した国産自給飼料でカビなどのクレームが出た場合、耕種農家、協議会でも対応しきれない場面があれば、利用する畜産農家の泣き寝入り。フォローはあるのか。

問3-2 交付決定前着手は、「事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となった時に限り着手できる（実施要領第4）」とある。いつをもって、交付が確実となった時となるのか。

問3-3 概算払い請求又は事業遂行状況報告とあるがいつ時点となるのか

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 Q & A

I 耕畜連携国産飼料利用拡大		
1 国産飼料利用供給利用拡大		
番号	問い	答え
【耕畜連携協議会】		
問1-1	耕畜連携協議会の構成員は、再生協議会等と農協等のみを想定しているのか。	畜産農家等のマッチングによる飼料の利用・供給を図るため、農協等、地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等、飼料生産組織、都道府県、都道府県農業再生協議会等、事業実施主体、その他関係者が参画することを想定しています。 この中で、農協等、地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等は必須の参画者としています。
問1-2	総合農協が事務局となって運営されている地域農業再生協議会に、既に畜産農家が参加されている場合であっても、新たに耕畜連携協議会を設立しなければならないのか。	耕畜連携協議会の要件（農協等、地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等は必須の参画者であること等）に合致する協議会が存在する場合は、既存の協議会で事業に参加いただき、新たに協議会を設立することは必須ではありません。
問1-3	耕畜連携協議会の構成単位は、県域レベル（県一本）でも可能か。	可能です。
問1-4.1	「耕畜連携協議会」の「最大範囲」は都府県レベルまでか。複数の都府県に跨る協議会は認められるか。	耕畜連携協議会の最大範囲は都道府県レベルまでを想定しています。ただし、異なる都府県レベルの組織が協議会の構成員となること、構成員として事業実施主体が参画することは可能です。
問1-4.2	①再生協議会は、耕種農家側の協議会をさしているのでしょうか。 ②参加希望の酪農家はY酪農管内（行政区はY市、F市）であるが、耕種農家はH市、隣県等に複数点在している。酪農家はこれら耕種農家の複数の協議会とそれぞれ連携するのか。	①再生協議会だけではないが、耕種側の支援機関が耕畜連携協議会に参画することを必須としています。 ②耕畜連携協議会は県をまたいでもかまいません。点在している耕種農家をそれぞれ支援する組織と協議会を作る必要があります。
問1-5	耕畜連携協議会の事務局は、県などの行政も可能か。	実施要領別紙1の第1（1）で、原則、農協等としているが、本事業の趣旨に沿って適切に事務を行

		えれば、県も可能です。
問 1-6	協議会はどのようなものか。届出は必要か。	本事業の実施要領別紙 1 の第 1 の 1 の要件を満たす組織であって、例えば補助金の受け入れ先となる、クラスター協議会のように規約や規程があり、補助金の管理ができる組織を想定しています。それぞれの協議会の規約・規程は、後ほど事業実施主体に提出願います。
問 1-7	既存の粗飼料部会（農業再生協議会）があり、口座もある。畜産農家、耕種農家で協定を結んでいるが、本事業の協議会として認められるのか。	既存の農業再生協議会を耕畜連携協議会とすることは可能ですが、農協等、地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等の 4 者が必須の参画者であるため、不足があれば追加で参加していただく必要があります。なお、口座は本事業の口座が別にあることが望ましく、経費をきちんと区分、管理できるようにしていただくことを考えております。
問 1-8	協議会が粗飼料を購入したり、堆肥散布をするのか。	飼料や堆肥の提供は、耕種農家、畜産農家が直接契約していただきます。協議会は仲介して円滑な契約等を指導をする役割を想定しています。
問 1-9	協議会は県域で可能としているが、県の再生協議会が入ることか。	県域の支援組織でも構いませんが、A 市の耕種農家支援組織（再生協議会など）と B 市の畜産支援組織（酪農協など）など市町村等を単位とする組織とといったきめ細やかな対応が可能な組織が参加することが望ましいと考えています。
【助成対象】		
問 1-10	本事業での「畜産農家」とは、牛に限定せず、豚、鶏、馬、羊も対象か。	本事業の対象家畜は、牛、豚、鶏となります。
問 1-11	交付対象の作物は 4 種のみか。	交付対象の飼料作物は、青刈りとうもろこし、ソルゴー（スーダングラスを含む）、牧草（飼料用の青刈り麦類を含む）、子実用とうもろこしとなります。
問 1-12	国産飼料利用供給推進の助成対象に、飼料用稲（稲発酵粗飼料（稲 WCS）、飼料用米）、稲わらは含まれるのか。	含まれません。
問 1-13	国産飼料利用供給推進の助成対象に、飼料用の麦類が含まれるが、子実のみの飼料利用でも良いのか。	飼料用の麦類については、子実と茎葉を一体的に飼料利用する場合に限りです。
問 1-14	飼料用稲（飼料用米、稲 WCS）、	飼料用稲はこれまでの耕種農家の生産技術が基礎

	稲わら、大豆はなぜ対象とならないのか。	となると考えられるとともに、一定のお技術も浸透していると考えられること、稲わらは副産物であること、大豆は一般的に飼料としての作付け希望の声もあまりないことから対象外としています。
問1-15	耕種農家が飼料会社に販売したものは助成の対象にならないのか。	本事業は畜産農家等が国産飼料の利用拡大量に応じて支援するものです。このため、飼料会社に販売することにより畜産農家等の国産飼料の利用拡大量が把握できない場合は対象になりません。なお、飼料会社に販売しても、3者の利用供給契約に基づき畜産農家が国産飼料の利用拡大量を把握できる場合は対象となり得ますので、個別に相談願います。
問1-16	飼料作物についてどの時点をもって助成対象とするのか。	畜産農家に3年以上の利用供給契約に基づき納品されており、飼料の分析、給与状況等の情報について1回以上耕種農家等及び飼料生産組織に提供していることが確認された時点です。
問1-17	助成対象となる飼料と他の飼料を混合して供給する場合は助成対象とならないのか。	助成対象となる飼料の量が明らかであり、契約の履行が確認できる場合、助成対象となります。
問1-18	「麦わら」は対象飼料になりうるか。	対象飼料作物は、青刈りとうもろこし。ソルゴー（スーダングラスを含む）、牧草（飼料用の麦類を含む）、子実用とうもろこしとなっており、飼料用の麦類はWCSとしての利用を想定していることから、麦わらは対象外としております。
問1-19	耕種農家または畜産農家どちらかが3年以上の契約期間中に離農・廃業した場合、どの時点までの販売/取引分が補助金の対象となりうるのか。（数量は前年からの増分を達成している場合）	本事業は3年以上の利用供給契約を締結したうえで、令和5年度に本契約に基づき供給した飼料を補助します。利用供給契約を令和6年度以降に継続できない場合であっても、やむを得ない事情によるものであることが確認できれば、令和5年度に供給した飼料は補助対象となります。やむを得ない事情かどうかは事業実施主体へ相談願います。
問1-20	3年契約であるが、交付対象は初年度だけか。	初年度に供給された飼料のみが対象となります。事業を繰越したため、令和5年度が初年度となります。
問1-21	畜産農家に補助金が交付されるが、耕種農家にはない。耕種農家に補助金を回すことはいけないのか。	畜産農家が耕種農家から供給された飼料の成分を分析し、その情報を耕種農家に提供することに対し補助されることから、補助金は畜産農家に交付されます。

		<p>本事業では、飼料の価格について定めておらず、畜産農家と耕種農家の契約のなかで補助金を考慮した飼料価格の設定を行うことは可能であると考えています。</p>
問1-22	<p>畜産農家の輸入飼料から国産飼料に転換することが必要だが、耕種農家も飼料作物に転換する必要があるのか。</p>	<p>耕種農家には現地確認をすることで、対象となる飼料作物を生産していることを確認します。耕種農家が供給先の畜産農家を変更しただけでは助成の対象となりません。</p> <p>(なお、畜産農家の前年から当年の増加分を各作物(牧草においては草種)別に計算し、その増加量の合計が対象となります。畜産農家の利用増加が必要となります。)</p>
問1-23	<p>交付対象の「土地」について、</p> <p>①畜産農家が自ら所有する土地で作付け収穫された数量は事業の対象となるか</p> <p>②耕種農家から畜産農家が(地目は関係なく)土地を賃貸借もしくは小作し、畜産農家自らが作付けから収穫までする場合(畜産農家がコントラクターに依頼した場合含む)は事業の対象となるか。</p> <p>③耕種農家等が耕種農家等の土地で、コントラクター等に作業依頼し生産したものを、畜産農家等へ供給した場合は事業の対象となるか。</p>	<p>①畜産農家が自ら所有する土地で収穫されたものは耕種農家に作業を委託したとしても自給飼料となり、本事業の対象外となります。ただし、土地の賃借条件等により、耕種農家の所有物として生産されたと認められる場合は対象となります。</p> <p>②畜産農家が耕種農家から土地を借り受けまたは小作し、作付けから収穫までの生産作業全てを行った飼料作物については、情報提供の効果が発生しないため、土地の所有者が耕種農家であっても耕畜連携事業の対象外となります。</p> <p>③耕種農家等がコントラクター等に作業を委託して飼料作物を生産し、畜産農家に供給した場合は原則としては対象となります。ただし、作業を受託するコントラクター等に生産された飼料作物の供給を受ける畜産農家が当該飼料の生産に係る全ての作業の従事者として参画している場合は、情報提供の効果が発生しないので対象外となります。</p>
【助成数量】		
問1-24	<p>畜産農家の国産飼料の利用拡大数量はどのように算出するのか。</p>	<p>助成対象となる種類の国産飼料について、①長期の利用供給契約を結んだ耕種農家から供給された飼料の増加分と②事業以外を含む全体の確保量のいずれか小さい方が助成対象となります。また、国産飼料の種類別でマイナスが生じる場合は調整を行うこととなります。詳細は計画書の助成対象の計算表を参照願います。</p>

問1-25	<p>交付単価は重量ベースとなっておりますが、現場で重量を確認することは困難であると予想されます。エコ畜事業のように、面積換算の目安（〇〇円/10a）を示すようなことはあるか。</p>	<p>交付対象数量は実重量となります。面積換算で計算することはできません。</p> <p>重量は搬入日、生産者、飼料の種類、飼料の形状ごとに1個以上実重量を計量するものとしませんが、計量が困難な場合は地域普及指導機関等と相談の上、地域での平均重量から算出することができます。</p>
問1-26	<p>バンカーサイロなどに保蔵しているサイレージを対象として、TMR センター内で使用するとき、その重量はどのように計測すればよいか。バンカーサイロ単位の推定値（普及所などの助言をいただく前提）でも良いか。</p>	<p>助成対象となる飼料の量が明らかであり、契約の履行が確認できることが要件となります。</p>
問1-27	<p>対象数量の計量について、トラックスケール以外の手段、例えば農家側の機械等でのスケールで計量した場合、どのような形で記録を残せば良いか。記帳だけでも有効か。</p>	<p>機械等のスケールで計量した場合は、供給者や供給を受けた日付等とともに確実に記帳いただき、証拠として保存してください。可能であれば同じものを複数回計量してその平均値を使用してください。</p>
問1-28	<p>前年度の国産飼料の利用数量について、農家間での取引のケースの際など農協や販売業者経由していない場合、どのような記録であれば証憑と認められるか？</p>	<p>契約書、納品書等によって数量を確認することが基本となります。証拠書類が存在しない場合においては、確実に昨年の国産飼料の利用数量がわかるものを用意いただくこととなります。（証拠書類となりうるかは事業実施主体にお問い合わせください）</p>
問1-29	<p>飼料は、ロットごとに分析、計量が必要か。</p>	<p>分析と計量が同じ点数必要ということではないが、重量計測は受入日ごと、分析はロットごとが望ましいと考えています。</p>
問1-30	<p>トウモロコシは、水分により重量が変わるが現物重量でいいのか。ほかの基準値を用いるのか。</p>	<p>現物重量で結構です。</p>
【要件】		
問1-31	<p>給与情報等の提供が要件となっていることから、情報提供の具体的な項目（必須/選択等）</p>	<p>情報提供する項目は次の情報となります。</p> <p>① 飼料の分析結果（供給耕種農家、対象飼料作物の種類ごとに事業実施年度中に1回以上の分析を</p>

	はどのようなものか。	<p>行ってください。)(必須項目)</p> <p>② 飼料の給与結果(供給耕種農家、対象飼料作物の種類ごとに1日以上の採食状況の記帳を行い、「それを保管してください。記帳したものを取りまとめて情報提供してもかまいませんが、その場合、記帳したのもも保存してください。)(必須項目)</p> <p>③ 畜産物の分析(乳成分、肉質などについて実施してください。)(任意項目)</p> <p>④ 飼料の状況(腐敗等により給与が出た場合に提供してください。)</p>
問1-32	畜産農家の飼料分析、給与情報の提供はどのような頻度で行う必要があるのか。	飼料提供耕種農家等別、飼料の種類別に1回以上の情報提供が必要となります。また、耕種農家等別の情報提供は交付申請の期限までに1回以上実施する必要があります。
問1-33	助成対象となった飼料作物は全て給与する必要はないのか。	腐敗等により給与できない場合が想定されることから、全ての給与を要件としていませんが、こうした場合には飼料の状況に関する情報提供を行う必要があります。また、飼料については善良な管理を行い、次年度の飼料作物が確保されるまでの間に給与するよう努めてください。
問1-34	有効利用されていないたい肥とはどのようなものを指すのか。	<p>肥料その他の用途に利用されておらず、廃棄物として最終処分(埋却、焼却等)される状態のものを指します。ただし、焼却であっても灰が有効利用されているものは除きます。</p> <p>(廃棄物としてたい肥センターに持ち込まれたたい肥として利用される場合は有効利用にあたります。)</p>
問1-35	要件にある「飼料分析」は、どの分析機関のものでも良いか?分析費用の領収書/請求書/伝票等の証憑は必要か。	必要な情報が取得できればどの分析機関のものでも構いません。分析を実施したこと、分析結果を提供したことが分かる証拠書類の保存が必要です。
問1-36	畜産農家と耕種農家の契約は1者対1者なのか。	複数の耕種農家から供給されれば、それぞれ契約を交わしてください。複数の耕種農家で組織された生産組合との契約も可能です。
問1-37	耕種側として水田農家を対象として事業の利用を検討しているが、耕種側の要件として、水田からの転作が要件とな	水田からの転作、畑地での助成対象となる飼料作物の作付けの双方が対象となります。

	るのか。	
【補助金交付】		
問 1-38	エコ畜事業では、数量の上限があったが、この事業では上限はないか。	耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進において、畜産農家等ごとに補助金の交付対象数量の上限は設けない予定です。
問 1-39	耕種部門（稲作、飼料生産）がある複合経営の畜産農家が、畜産部門（家畜飼育）が耕種部門（飼料生産）から粗飼料を購入する場合も補助金の交付を受けることは可能か。	本事業では、長期の利用供給契約により畜産農家等が耕種農家等から飼料作物の供給を受け、当該畜産農家等が耕種農家等（及び飼料生産組織）に対し、飼料分析・給与情報等の提供をする取組に支援をしているため、経営判断を同じものが行う同一経営内の耕種部門から畜産部門へ販売する場合は、本事業の補助金を受けることはできません。
問 1-40	飼料作物に対する補助金を受け取るのは、畜産農家と耕種農家のどちらでもよいか。	耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進では、畜産農家から耕種農家への飼料分析、飼料給与情報を提供する等の掛かり増し経費相当を、畜産農家が耕種農家から供給を受けて利用拡大する飼料の量に応じて補助金を交付するものであり、畜産農家が支援対象となります。
問 1-41	飼料生産組織の構成員に畜産農家が含まれる場合も本事業を活用することはできるのか。	当該飼料の生産作業のすべてを飼料生産組織が担う場合は飼料の提供を受ける畜産農家が当該圃場の作業に関与しないことが要件となります。
問 1-42	R4 補正耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 1 の①（A）、R4 補正飼料生産組織の規模拡大等支援 2 の①（B）、R5 当初国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（C）及び R5 当初水田活用交付金（D）の重複は可能か。	<p>R4 補正耕畜連携事業 1 の①（A）と R4 補正飼料生産組織の規模拡大支援 2 の①（B）は重複可能です。</p> <p>R4 補正耕畜連携事業 1 の①（A）・飼料生産組織の規模拡大支援 2 の①（B）と国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（C）は飼料分析に係る経費については重複は不可です。</p> <p>R4 補正（A、B）と水田活用交付金（D）は重複可能です。</p> <p>なお、R4 補正・耕畜連携（A）と R4 補正・飼料生産組織（B）の飼料分析については、同時期に実施する飼料分析については重複は不可となります。（サイレージのように収穫時の分析と給与前の分析の時期が異なる場合において重複は可能です。）</p>

2 耕畜連携飼料生産組織取組拡大		
【飼料生産組織】		
問2-1	飼料生産組織として既存の「TMRセンター」は該当するか。あるいは「該当する」TMRセンターの条件はどのようなものか。	TMRセンターが、事業対象の飼料作物の生産作業を耕種農家等から受託する場合であり、当該生産作業に生産された飼料作物の提供を受ける畜産農家等が関与しない場合においては、飼料生産組織として該当します。
問2-2	数量払いは畜産農家に交付される。耕種農家のメリットは。	耕種農家再度において、機械の導入支援を受けられることができます。また、給与情報等の提供を受け、次年度の作付けに反映することで、収量や品質の向上を図ることができると考えています。
【助成対象】		
問2-3	耕畜連携飼料生産組織取組拡大において飼料生産組織が導入する機械は、国産飼料利用供給推進に係る飼料作物の生産作業にしか使用できないのか。	導入台数、導入機械の規模は国産飼料利用供給推進での取組計画からみて適正な規模である必要があります。ただし、本事業に影響を与えない範囲で効率的に利用することは妨げません。
問2-4	耕畜連携飼料生産組織取組拡大において稲わらの収穫等に必要な機械が導入できるのはどのような場合か。	本事業の対象として利用供給契約に基づき飼料作物を生産する耕種農家が自らの水田で収集する稲わらを対象とします。
問2-5	利用時間が少ないと経営にとって負担となることから、導入する機械の能力、作業面積、作業時期の作業可能日数、1日当たりの実作業時間などから適正規模の農業用機械の導入するため、各県には「新潟県農業機械の適正導入に係る指針、兵庫県農業機械導入ガイドライン、北海道農業機械導入の計画策定の手引き、福島県規模決定根拠」などがありますが、この事業では、各県と同様に指針などを作成する予定がある	この事業では、各県が作成している指針などの作成を求める予定はありませんが、導入機械は機械の導入規模根拠を整理しておく必要があります。また、本事業では費用対効果を算定することを必須としており、適正な規模での機械導入を図っているところです。

	か。	
問2-6	対象となる機械の範囲はどうなっているのか。他の事業同様、フォークリフトのような汎用性の高い機械は対象外となるのか。	補助対象の機械については要領に定めるとおりです。他の事業同様フォークリフトのような汎用性の高い機械は対象外となります。
問2-7	耕畜連携飼料生産組織取組拡大における「機械等の導入」は、アタッチメントのみの導入も可能か。	アタッチメントのみの導入も可能です。補助対象の機械については要領に定めるとおりです。
問2-8	1法人の中に畜産部門と飼料生産部門があり、飼料生産部門が他の畜産農家の飼料生産も受託する場合、機械導入に取り組むことができるか。	国産飼料利用供給推進の取り組みの対象であれば可能です。
問2-9	飼料生産組織に機械導入する場合、面積拡大等の要件はあるか。	本事業において機械導入を行う場合は、 ① 国産飼料利用供給推進の取組における飼料作物の生産作業に必要な機械等の導入及びその取り組みと一体的に実施する耕畜連携による稲わらの収穫等の作業を行うのに必要な機械等の導入 ② 耕畜連携による受託面積の拡大が必要となります。
問2-10	導入した機械について、3年間の利用・供給契約が満了した後の使用の制限はあるか。	本事業で導入した機械については、事業完了後においても、処分制限期間内は補助金の交付の目的にしたがって使用していただくこととなります。
問2-11	機械の導入で、トラクターの購入・リースも可だが「飼料生産に関わる機械と一体的に導入するもの」とある。収穫機械、ラッピングマシーンでトラクターを2台導入も有りか。	トラクター単体は対象外です。複数台の導入が適当かどうかについては、生産工程で過大ではないか、作業上複数台が必要かなどを確認します。
問2-12	補正繰り越し対応の都合上、機械導入は令和5年度中に実施する必要があるとのことであるが、仮にとうもろこしの収穫機の納品が収穫時期に間に合わない場合、令和5年度の実績（収穫量）は0になる。	年度内に活用する事を基本に事業計画を作成願います。また、本事業は令和4年度補正予算であり、繰越を行っていることから、令和5年度中に納入できないものは基本的に事業対象から外していただくようお願いします。

	<p>この場合、事業の計画、令和6年度（契約2年目）以降に収穫する計画であれば機械導入の補助は受けられるのか。</p> <p>またローダーは、バケットで堆肥のほ場内での移動等に使用したい意向がある。</p> <p>上記について、例えば令和5年度の冬作でイタリアンを考えている場合だと、そもそも収穫は令和6年度になるので、令和5年度の実績（収穫量）は0となります。このことはどのように考えればよいのかを教えてください。</p>	
問2-13	<p>耕畜連携飼料生産組織取組拡大の事業の機械の導入について、耕種農家、畜産農家どちらが機械導入を行っても問題ないのでしょうか。</p> <p>また、導入者が法人であっても対象となりますか。</p>	<p>本事業では、耕畜連携による国産飼料利用供給飼料推進の取り組みにおける飼料作物の生産作業を行う飼料生産組織等が生産作業を行うのに必要な機械等の導入を行う場合の支援となります。</p> <p>飼料生産組織等としての法人は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、株式会社（農協、農協連が株主となっており、農協、農協連、地方公共団体が有する議決権の合計が過半数であるもの、または、農業（畜産を含む）を主たる事業として営むもの（資本・出資額が3億円を超え、かつ、従業員数が300人を超えるもの又は議決権の過半数以上が前述の要件を満たす組織の所有となっている者を除く））が含まれます。</p> <p>耕種農家または畜産農家が飼料生産組織となる場合は、3戸以上、かつ、畜産農家で構成される場合は、作業の一部を受託する場合に限りです。</p>
問2-14	<p>導入する機械の上限はあるか。</p>	<p>予算の範囲内で補助率は1/2以内となっています。なお、機械導入では、費用対効果を見ることがとなり、導入する機械が不必要に大きいなど、過大なものにならないように審査があります。</p>
3 その他		
問3-1	<p>畜産農家が購入した国産自給飼料でカビなどのクレーム</p>	<p>本事業は3年以上の供給契約に基づき行われる取り組みです。畜産農家サイドで行った飼料分析・給</p>

	<p>が出た場合、耕種農家、協議会でも対応しきれない場面があれば、利用する畜産農家の泣き寝入り。フォローはあるのか。</p>	<p>与情報を耕種農家に伝えることで、畜産農家の求める品質への理解、耕種農家の技術・品質の向上により信頼を築いていくこと等を目的としています。</p>
問3-2	<p>交付決定前着手は、「事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となった時に限り着手できる（実施要領第4）」とある。いつをもって、交付が確実となった時となるのか。</p>	<p>割当内示以降を想定。推進費や機械導入における決定前着手をイメージしていますが、事業実施主体と耕畜連携協議会との事前の調整が必要となります。</p>
問3-3	<p>概算払い請求、又は事業遂行状況報告とあるがいつ時点となるのか。</p>	<p>12月末日時点での事業遂行報告をもらうこととしています。概算払い請求はこれより前の請求も可能であり、第2四半期時点でもお支払いをすることが可能です。</p>